

エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画 (カーボンニュートラルに向けた投資促進税制) の申請方法・審査のポイント

(注)本資料はカーボンニュートラルに向けた投資促進税制のみの申請を念頭においたガイドラインです。他の支援の併用を検討中の事業者はそれぞれのガイドライン等もご確認ください。

(目次)

1. 制度の概要 p.2

2. 炭素生産性について p.7

※ 生産工程効率化等設備を導入する場合は、炭素生産性の計算が必要です。

2-1. 炭素生産性の計算方法（計画全体：7%以上向上） p.8

2-2. 炭素生産性の計算方法（生産工程効率化等設備：1%以上向上） p.14

3. 申請方法・審査のポイント p.18

3-1. 申請手続きのスケジュール等 p.19

3-2. 申請に必要な書類 p.24

3-3. 記載例・審査のポイント（生産工程効率化等設備の場合） p.27

3-4. 記載例・審査のポイント（需要開拓商品生産設備の場合） p.36

→ 具体的な手続きが知りたい方はこちらからご覧ください。

4. 問合せ先・FAQ等 p.46

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

- 2050年カーボンニュートラルの実現には、**民間企業による脱炭素化投資の加速が不可欠**。
- 産業競争力強化法の計画認定制度に基づき、**①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備、②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備**の導入に対して、**最大10%の税額控除又は50%の特別償却を新たに措置**※する。

※措置対象となる投資額は、500億円まで。控除税額は、DX投資促進税制と合計で法人税額の20%まで。

制度概要

【適用期限：令和5年度末まで】

①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備導入

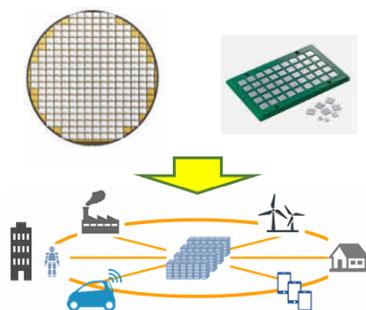
- エネルギーの利用による環境への負荷の低減効果が大きく、新たな需要の拡大に寄与することが見込まれる製品の生産に専ら使用される設備
- ※対象設備は、機械装置。

<措置内容>

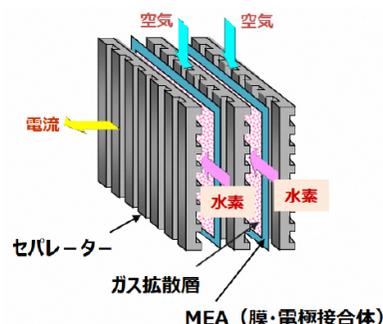
税額控除10%又は特別償却50%

<製品イメージ>

【化合物パワー半導体】



【燃料電池】



②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入

- 事業所等の炭素生産性（付加価値額／エネルギー起源CO2排出量）を相当程度向上させる計画に必要な設備（※）
- ※導入により事業所の炭素生産性が1%以上向上することが必要
- ※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物。

<炭素生産性の相当程度の向上と措置内容>

3年以内に10%以上向上：税額控除10%又は特別償却50%
 3年以内に7%以上向上：税額控除5%又は特別償却50%

<計画イメージ>

【外部電力からの調達】



一部再エネへ切替え

【エネルギー管理設備】

新規導入

生産ライン①
生産設備

生産ライン②
生産設備

生産ライン③
生産設備刷新

対象

大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備導入

- 大きな脱炭素化効果を持つ製品（「需要開拓商品」と言います。）は、以下の商品です。
- 計画に記載された需要開拓商品を生産するための設備投資に対して税額控除10%又は特別償却50%の適用を受けることができます。

① 化合物パワー半導体

※ 電力の制御若しくは電気信号の整流を行う化合物半導体素子又は当該素子の製造に用いられる化合物半導体基板が対象です。

② EV又はPHEV向けリチウムイオン蓄電池

※ 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車を構成するリチウムイオン蓄電池が対象です。

③ 定置用リチウムイオン蓄電池

※ 定置用リチウムイオン蓄電池（7,300回の充放電後に定格容量の60%以上の放電容量を有するものに限る。）が対象です。

④ 燃料電池

※ 燃料電池（定格運転時における低位発熱量基準の発電効率が50%以上であるもの若しくは総合エネルギー効率が97%以上であるもの又は水素のみを燃料とするものに限る。）が対象です。

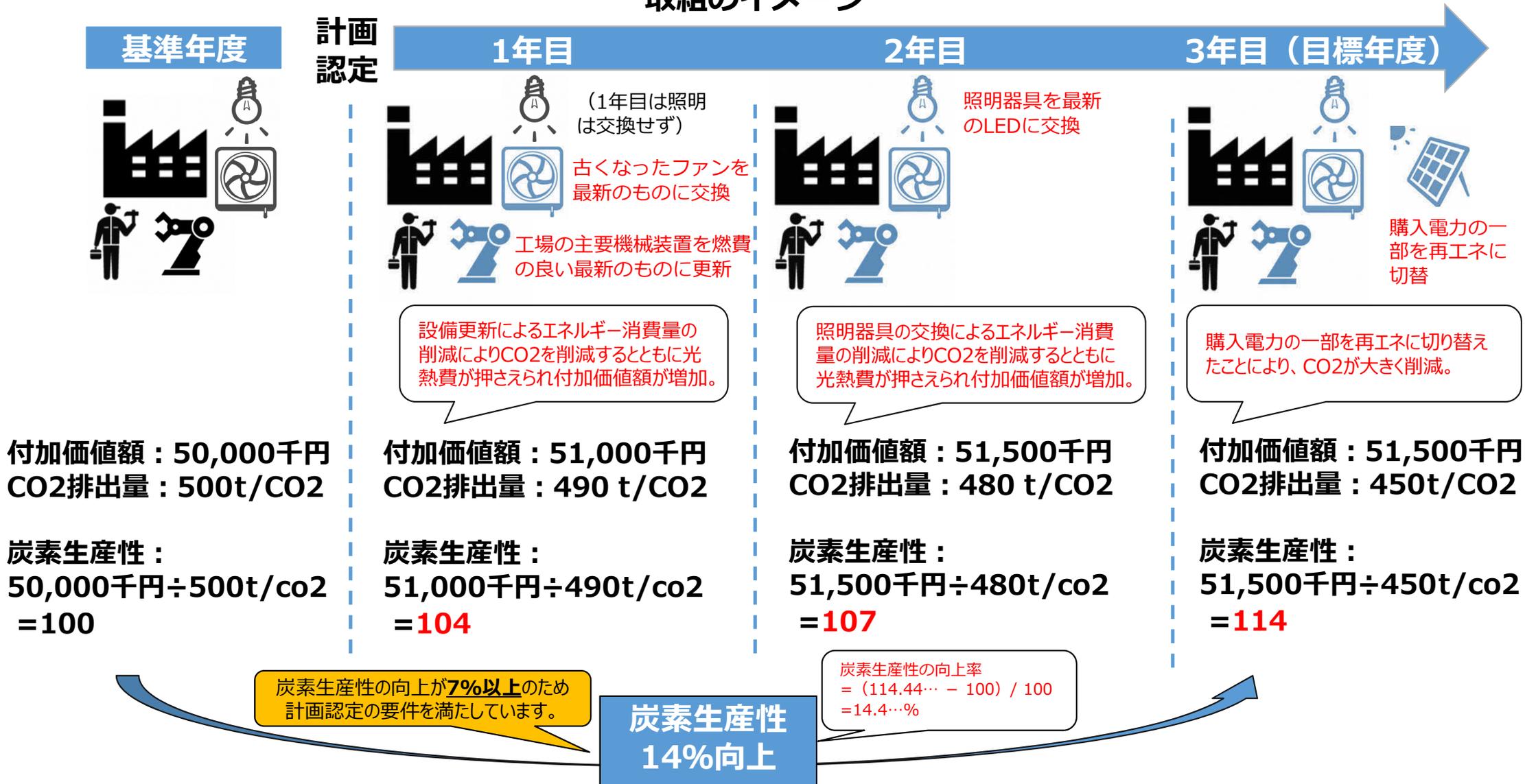
⑤ 洋上風力発電設備の主要専門部品

※ 洋上風力発電設備（一基あたりの定格出力が9MW以上であるものに限る。）を構成する商品のうち、次に掲げるものが対象です。
ナセル、発電機、増速機、軸受、タワー、基礎

生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入（計画の全体像）

- 設備投資による効果以外も含めて、炭素生産性を3年以内に7%以上向上させる計画を作成し、認定を受けます。

取組のイメージ



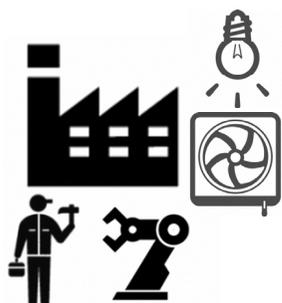
生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入（設備の効果）

- 計画に記載された設備のうち、設備導入前後の事業所の炭素生産性を1%以上向上させる設備（「生産工程効率化等設備」といいます。）の設備投資に対して、税額控除5%（炭素生産性を10%以上向上させる計画については10%）又は特別償却50%の適用を受けることができます。

基準年度

（設備の導入前）

※ 設備導入前：基準年度（事業適応計画の開始の直前の事業年度）



付加価値額：50,000千円
CO2排出量：500t/CO2

炭素生産性：
 $50,000 \text{千円} \div 500 \text{t/CO2}$
= 100

計画認定

1年目

（設備の導入後）

※ 設備導入後：設備を導入する年度



ファンの交換による効果

付加価値額：50,100千円
CO2排出量：498t/CO2
炭素生産性：=100.602...

設備の導入前後の炭素生産性の向上率

向上率
= $(100.602... - 100) / 100$
= **0.602...**%

炭素生産性の向上が**1%未満**のため
このファンは、**税制対象外**です。

※ 小数点第1位切り捨てで評価

機械装置の更新による効果

付加価値額：50,900千円
CO2排出量：492t/CO2
炭素生産性：=103.455...

向上率
= $(103.455... - 100) / 100$
= **3.455...**%

炭素生産性の向上が**1%以上**のため
この機械装置は、**税制対象**です。

【参考】生産性の向上要件の数値算出について

$$\text{炭素生産性} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{エネルギー起源二酸化炭素排出量}}$$

※付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

※炭素生産性の比較方法

$$\frac{\text{目標年度の炭素生産性} - \text{基準年度の炭素生産性}}{\text{基準年度の炭素生産性}} \times 100$$

(注1) 目標年度：エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の開始後3年以内に設定した年度
 基準年度：原則、エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の開始の直前の事業年度

(注2) エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画全体の炭素生産性を算定する単位の組合せは以下の①、②又は③です。また、設備の導入による効果（設備導入前後の炭素生産性の向上率）の算定単位は、①又は③で行います。
 ただし、計画全体において事業所を単位として算定できるのは、年間のエネルギー使用量が3,000kl以上の事業所である場合又は申請者が中小企業者である場合に限ります。

- ①目標年度：事業所 基準年度：事業所
- ②目標年度：事業者全体 基準年度：事業者全体
- ③目標年度：事業所 基準年度：事業者全体（新設の事業所など、基準年度の炭素生産性の数値が存在しない場合）

(注3) 炭素生産性やエネルギー起源二酸化炭素排出量の詳細は、以下のホームページに掲載している「生産工程効率化等設備に関する命令」や本資料の次ページ以降をご確認ください。また、エネルギー起源二酸化炭素排出量の算出にあたっては、同じく以下のURLに掲載している「エネルギー起源二酸化炭素排出量等計算ツール」を活用いただくことも可能です。なお、省エネ法の定期報告における算出方法と同様ですので、同報告の対象事業者は既に計算している値をそのまま用いることが可能です。

経済産業省ホームページ：https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyo-tekio.html

(目次)

1. 制度の概要p.2

2. 炭素生産性についてp.7

※ 生産工程効率化等設備を導入する場合は、炭素生産性の計算が必要です。

2-1. 炭素生産性の計算方法（計画全体：7%以上向上）p.8

2-2. 炭素生産性の計算方法（生産工程効率化等設備：1%以上向上）p.14

3. 申請方法・審査のポイントp.18

3-1. 申請手続きのスケジュール等p.19

3-2. 申請に必要な書類p.24

3-3. 記載例・審査のポイント（生産工程効率化等設備の場合）p.27

3-4. 記載例・審査のポイント（需要開拓商品生産設備の場合）p.36

4. 問合せ先・FAQ等p.46

2-1. ① 計画全体の炭素生産性の計算

- エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（以下単に「計画」と言います。）には、「炭素生産性」を向上させていく取組を記載していきます。
- はじめに、「炭素生産性」は以下の式により計算します。
- この「炭素生産性」を目標年度と基準年度で比較して7%以上向上させていく必要があります。

$$\text{炭素生産性} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{エネルギー起源二酸化炭素排出量}}$$

※付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

※炭素生産性の比較方法

$$\frac{\text{目標年度の炭素生産性} - \text{基準年度の炭素生産性}}{\text{基準年度の炭素生産性}} \times 100$$

目標年度：計画の開始後3年以内に設定した年度

基準年度：計画の開始の直前の事業年度

ただし、基準年度については、基準年度と目標年度の炭素生産性を適切に比較することが困難な場合に限り、エネルギー使用量が標準的な年度等を基準年度とみなすことが可能ですので、上記の方法ではどうしても合理的な計算が困難な場合は、事前相談でご相談ください。

2-1. ② 計画全体の炭素生産性の計算単位（事業者全体又は事業所）

- 基準年度と目標年度の炭素生産性は、事業者全体又は事業所を単位として計算します。計画全体における事業者全体又は事業所の組合せは以下の表1のとおり3通りです。
- ただし、計画全体の炭素生産性の目標値を事業所単位とできるのは、年間のエネルギー使用量が3,000kl以上の事業所である場合又は申請者が中小企業者※である場合のみです。

※ここでは、中小企業基本法の中小企業者をいいます。

基準年度と目標年度の炭素生産性の目標値を計算する単位の組合せ

	基準年度	目標年度
①	事業所 ※①のパターンは、年間3,000kl以上の事業所又は申請者が中小企業者の場合に該当。	事業所
②	事業者全体	事業者全体
③	事業者全体 ※③のパターンは、新設の事業所など、基準年度の炭素生産性の数値が存在しない場合に該当。	事業所

※「事業者全体」は、「設備を導入する事業所で営む事業と同種の事業を営む事業所全体」と読み替えて適用することが可能です。多様な業を営むなど、事業者全体の炭素生産性を比較することが合理的でない場合などがあれば、事前相談でご相談ください。

基準年度と目標年度の炭素生産性の目標値を計算する単位の組合せ

単位	中小企業者	大企業(中小企業者以外)	
		3,000kl以上の事業所	3,000kl未満の事業所
事業者全体	○	○	○
事業所	○	○	× ※3,000kl未満の事業所を計画に含めるためには、事業者全体を単位として計画全体の目標設定が必要。

※「○」の場合は該当する単位での計画の作成が可能です。「事業者全体」、「事業所」のどちらも○の場合は計画の内容に応じてどちらかを選択ください。

2-1. ③ 計画全体の炭素生産性の向上率を計算する

- 基準年度から目標年度にかけてどれだけ炭素生産性が向上するか計算します。また、計算した書類は、申請時に添付書面として提出いただきます（[p.24の添付書面③ i](#)）に該当）。

計画全体の炭素生産性の向上率の計算のイメージ

年度	基準年度	計画初年度	計画2年度	目標年度
	2021	2022	2023	2024
炭素生産性の計算単位	事業所	事業所	事業所	事業所
付加価値額	20,250,000	20,250,500	20,351,000	20,351,000
（営業利益）	7,500,000	7,500,000	7,600,000	7,600,000
（人件費）	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000
（減価償却額）	750,000	750,500	751,000	751,000
エネルギー起源二酸化炭素排出量	90,000	89,500	89,000	81,000
炭素生産性	225.0000	226.2626	228.6629	251.2469
炭素生産性向上割合	—	0.6%	1.6%	11.7%

（金額単位：千円、エネ起源CO2排出量単位：t/CO2）

以下のホームページに「[事業適応計画の認定申請書 添付書面②\(計算ツールなど\)](#)」というエクセル資料を掲載しています。本資料中のシート「[7](#)」の「[炭素生産性目標\(CN投資促進税制\)](#)」をご活用ください。これと同様の内容が確認できれば、任意の様式で提出していただいても構いません。

2-1. ④ 付加価値額の根拠資料

- 2-1. ③ の計算に用いた付加価値額の根拠資料を提出してください。様式は自由です。
(p.24の添付書面③ ii) に該当)
- 既存の財務諸表等から分かる場合は、当該資料を提出頂くことで構いませんが、どの数値を用いたか分かるよう補足ください。また、目標年度の付加価値額を見積もり、上昇又は減少させている場合は、どのような考え方の元で見積もっているのか説明をしてください。

付加価値額の根拠資料のイメージ

	基準年度 (〇〇年度)	…	目標年度 (〇〇年度)
売上高	10,000	…	10,000
売上原価	3,000	…	3,000
	(うち人件費)	…	1,000
	(うち減価償却費)	…	500
	その他	…	1,500
売上総利益	7,000	…	7,000
販売費及び 一般管理費	5,000	…	5,000
	(うち人件費)	…	2,500
	(うち減価償却費)	…	1,500
	その他	…	1,000
営業利益	2,000	…	2,000

(金額単位：千円)

設備投資により減価償却資産の帳簿価額が〇〇円増加、年間〇〇円の減価償却費が見込まれる。

設備投資による省エネ効果（原油換算で年間〇〇kl削減）により、光熱費〇〇円の削減が見込まれるため販管費が減少と見積もった。

※本イメージは一例であり、考え方や根拠が分かれば、説明方法は問いません。

※イメージであり、前ページの付加価値額とは一致していません。

2-1. ⑤ エネルギー起源二酸化炭素排出量の根拠資料

- 2-1. ④ の計算に用いたエネルギー起源二酸化炭素排出量の根拠資料を提出してください。様式は自由です。（[p.24の添付書面③ ii](#)）に該当）
- ホームページの計算ツールを用いて計算した場合は、当該ツールを提出することで根拠資料とします。他のツール等を用いた場合は、それを提出するとともに計算に用いた係数等がわかるようにしてください。

エネルギー起源二酸化炭素排出量の根拠資料のイメージ

エネルギーの種類	使用量		係数			CO2排出量		
			単位発熱量	排出係数	CO2/C	CO2基礎排出量	調整後排出係数等を用いたCO2排出量 ※1	
	単位	数値	GJ/単位	t-CO2/kWh	× 44/12	t-CO2	t-CO2	
電気	買電(購入電気)	千kWh	1,000	「1. 電気の入力欄」参照			457	442
	電気合計						457	442
燃料	原油	kl	100	38.2	0.0187	44/12	262	262
	コンデンサート	kL		35.3	0.0184	44/12		
	その他の燃料	テナント空調推計値	GJ	-	0.057	t-CO2/GJ		
	燃料合計						2,506	2,506
熱	産業用蒸気	GJ		-	0.060	-		
	冷水	GJ		-	0.057	-		
	熱合計							
CO2排出量 tCO2							2,962	2,947

以下のホームページに「[エネルギー起源二酸化炭素排出量等計算ツール](#)」を掲載しています。こちらを活用してCO2排出量を計算し、根拠資料として提出することが可能です。

経済産業省ホームページ：
https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyokua/jigyo-tekio.html

(目次)

1. 制度の概要p.2

2. 炭素生産性についてp.7

※ 生産工程効率化等設備を導入する場合は、炭素生産性の計算が必要です。

2-1. 炭素生産性の計算方法（計画全体：7%以上向上）p.8

2-2. 炭素生産性の計算方法（生産工程効率化等設備：1%以上向上）p.14

3. 申請方法・審査のポイントp.18

3-1. 申請手続きのスケジュール等p.19

3-2. 申請に必要な書類p.24

3-3. 記載例・審査のポイント（生産工程効率化等設備の場合）p.27

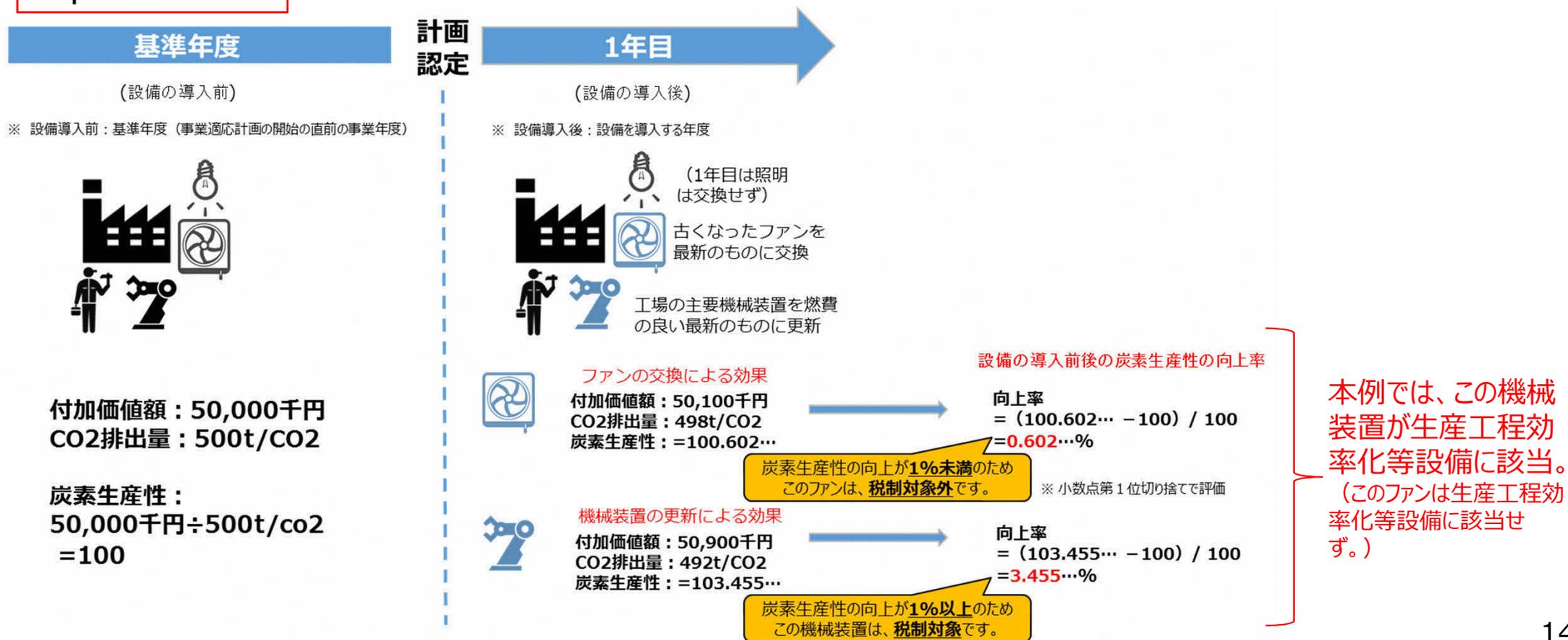
3-4. 記載例・審査のポイント（需要開拓商品生産設備の場合）p.36

4. 問合せ先・FAQ等p.46

2-2. ① 生産工程効率化等設備とは

- 計画に記載した、計画の取組に必要な「生産工程効率化等設備」は、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（CN税制）の対象になります。
- 「生産工程効率化等設備」とは、その設備を導入した事業所（工場や店舗など）の炭素生産性を設備の導入前後で**1%以上向上**させる効果を持つ「機械装置」、「器具備品」、「建物附属設備」、「構築物」です。

(p.5の再掲)



2-2. ② 生産工程効率化等設備の炭素生産性の計算

- 基本的には、計画全体の炭素生産性の考え方と同じですが、設備の導入前の炭素生産性と設備の導入後の炭素生産性を比較する点が異なります。
- 炭素生産性を設備の導入前後で比較して1%以上向上させていく必要があります。

$$\text{炭素生産性} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{エネルギー起源二酸化炭素排出量}}$$

※付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

※炭素生産性の比較方法

$$\frac{\text{設備の導入後の炭素生産性} - \text{設備の導入前の炭素生産性}}{\text{設備の導入前の炭素生産性}} \times 100$$

設備の導入後：設備を導入する年度

ただし、設備の導入時期が年度途中であること等により、当該設備を導入する年度において十分な炭素生産性の向上効果が現れないことが見込まれる場合にあっては、その翌年度とすることができます。設備を導入する年度ではどうしても合理的な計算が困難な場合は、事前相談でご相談ください。

設備の導入前：事業適応計画の開始の直前の事業年度

2-2. ③ 生産工程効率化等設備の炭素生産性の計算単位

- 生産工程効率化等設備は、その設備を導入した事業所（工場や店舗など）の炭素生産性を設備の導入前後で1%以上向上させる効果を持つ設備であるため、事業所を単位として計算します。

設備の導入前後の炭素生産性の目標値を計算する単位の組合せ

	設備の導入前	設備の導入後
①	事業所	事業所
②	事業者全体 ※②のパターンは、新設の事業所など、基準年度の炭素生産性の数値が存在しない場合が該当します。	事業所

※「事業者全体」は、「設備を導入する事業所で営む事業と同種の事業を営む事業所全体」と読み替えて適用することが可能です。多様な業を営むなど、事業者全体の炭素生産性を比較することが合理的でない場合などがあれば、事前相談でご相談ください。

2-2. ④ 生産工程効率化等設備の炭素生産性の計算単位

- 「炭素生産性の向上率（1%以上向上）」の算定根拠が分かる資料を提出してください。様式は自由です。（[p.24の添付書面③ iii](#)）に該当）

生産工程効率化等設備の炭素生産性の向上率の計算根拠のイメージ

X工場 生産ラインAに導入する機械装置（○×設備）による向上率

	設備の導入前 (〇〇年度)	設備の導入後 (〇〇年度)
付加価値額	10,000	10,000
エネルギー起源二酸化炭素 排出量	7,000	6,915
炭素生産性	1.4285	1.4461
向上率		1.23%

(金額単位：千円、エネ起源CO2排出量単位：t/CO2)

(補足) 付加価値額の内訳は、以下のとおり。

売上総利益：〇〇千円
人件費：〇〇千円
減価償却費：〇〇千円

また、エネルギー起源二酸化炭素排出量については、導入する機械装置一式により、年間のエネルギー消費量が〇〇kl（原油換算）削減が見込めることからCO2が200t/CO2削減となる。

計算ツールを使用したり、外注等した場合はその計算ツールや納入されたデータ等で、「炭素生産性の向上率(1%以上向上)」の算定根拠の記載が確認できるものを提出してください。

※本イメージは一例であり、考え方や根拠が分かれば、説明方法は問いません。

(目次)

1. 制度の概要p.2

2. 炭素生産性についてp.7

※ 生産工程効率化等設備を導入する場合は、炭素生産性の計算が必要です。

2-1. 炭素生産性の計算方法（計画全体：7%以上向上）p.8

2-2. 炭素生産性の計算方法（生産工程効率化等設備：1%以上向上）p.14

3. 申請方法・審査のポイントp.18

3-1. 申請手続きのスケジュール等p.19

3-2. 申請に必要な書類p.24

3-3. 記載例・審査のポイント（生産工程効率化等設備の場合）p.27

3-4. 記載例・審査のポイント（需要開拓商品生産設備の場合）p.36

4. 問合せ先・FAQ等p.46

3-1. ① 申請手続のスケジュールイメージ

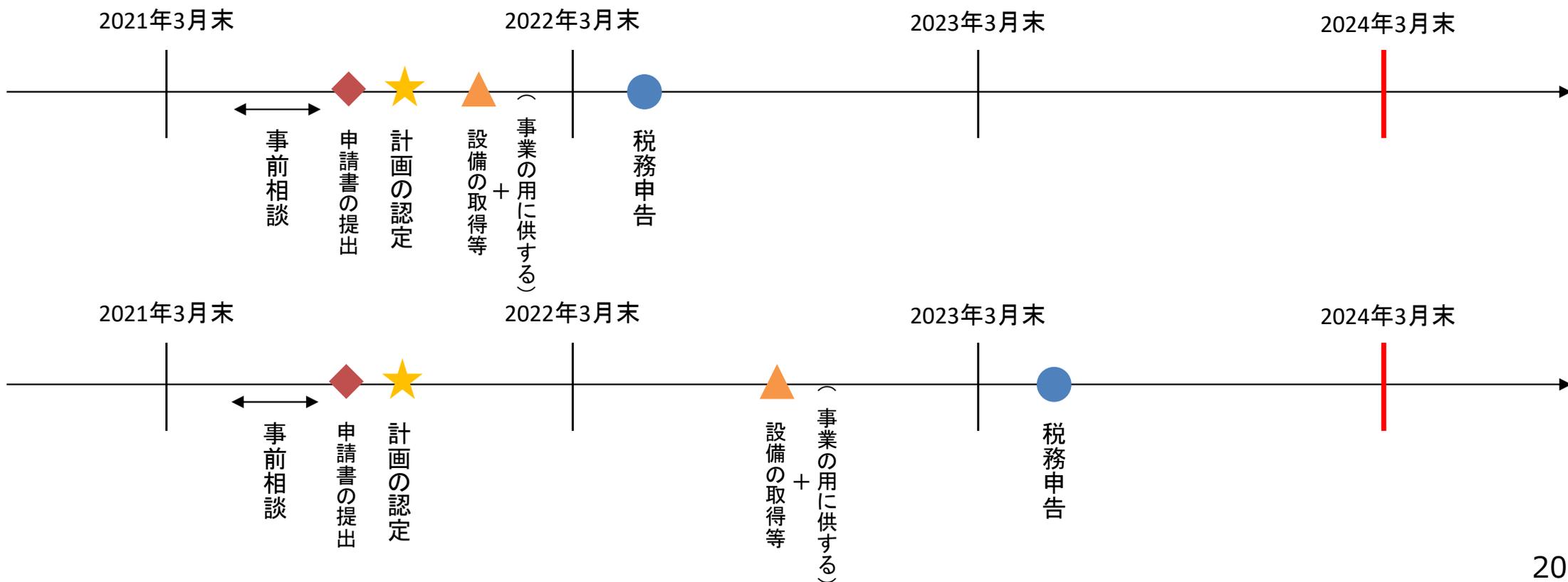
□ 計画の認定を希望する際、計画の認定(計画開始)を予定している時点から、約2カ月程度前に事業を所管している省庁への事前相談が必要です。



3-1. ② 適用期限と設備の取得等のタイミング

- 税制の適用期間は、2024年3月31日までです。
- 税制の適用を受けるためには、計画の認定後に対象設備を取得又は製作若しくは建設（取得等）し、事業の用に供する必要があるため、期限間際に認定を受けても税制支援を受けられない可能性がございます。余裕をもって早めに申請ください。
- また、計画の認定後に設備を取得等する必要がありますのでご注意ください。

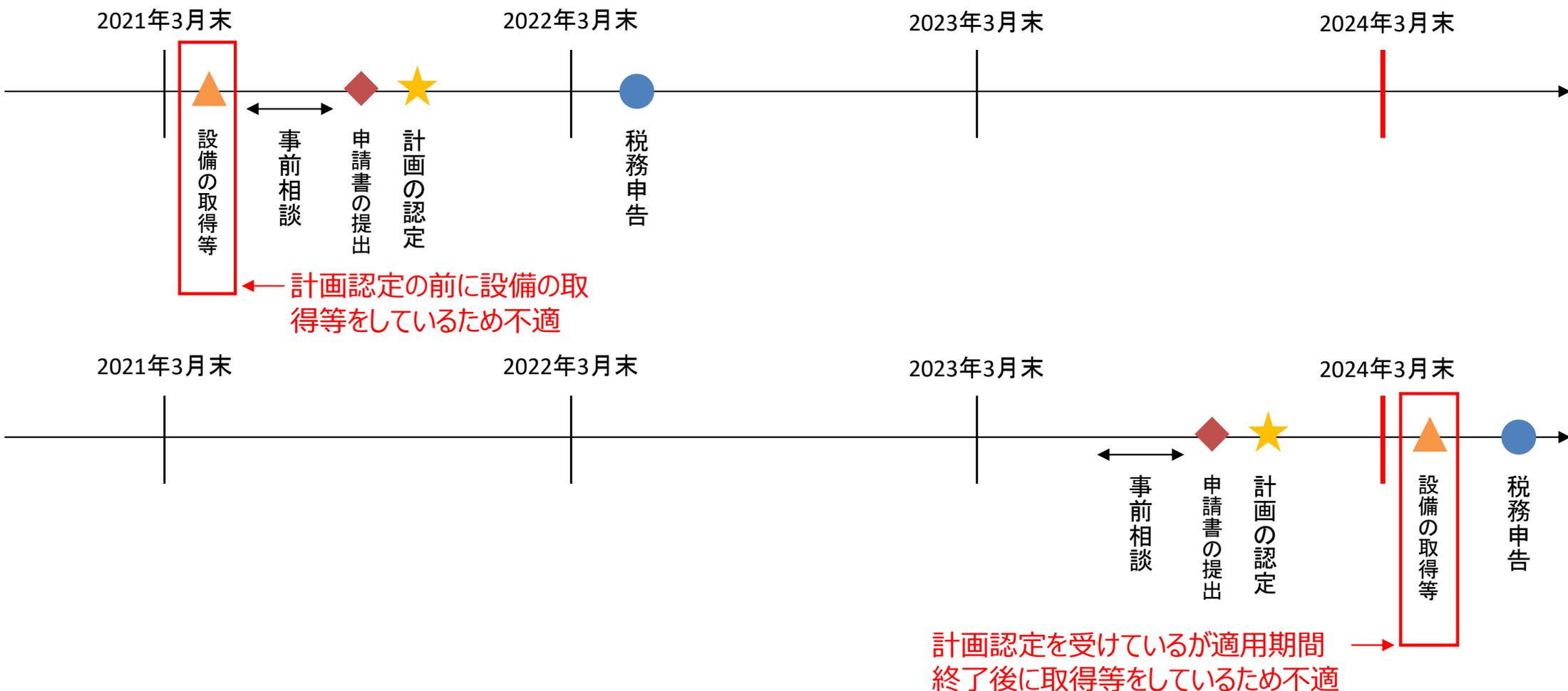
取得等のタイミング（税制措置の対象となる場合の例）



3-1. ③ 設備の取得等のタイミング②

- 計画の認定前に設備の取得等をしている場合や対象期間外に設備の取得等をした場合は、税制措置の対象になりませんのでご注意ください。

取得等のタイミング（税制措置の対象とならない場合の例）



(参考) 計画認定後の対応

認定を受けた計画は、各認定省庁のホームページ等で原則ただちに公表されます。公表される資料は申請書に記載された内容となりますが、事業者の事実上の機密に該当する部分については、公表対象外とすることが出来ますので、ご相談ください。

□ 計画の実施状況の報告

計画期間中の毎事業年度、計画の実施状況について、所定の様式に従って報告いただきます。報告書の提出時期は原則、認定事業者の**事業年度終了後3ヶ月以内**となり、**毎年度公表**されます。なお、事業年度の途中であったとしても、計画の実施に影響する事実が生じ、又は生じるおそれがある場合には、ただちに認定省庁にご相談ください。

□ 計画の変更

実施中に計画を大きく変更する場合には、変更申請を行い、その認定を受ける必要があります。例えば、生産性向上の目標値の大幅な変更や、前向きな取組の内容の大幅な変更などが対象となります。

計画変更の際の認定基準は、**当初の申請時と同じ基準が適用**され、また、**変更認定の後に公表**される点も同様です。計画変更の内容によっては、「課税の特例の基準」の適合確認を受ける必要もあります。

□ 計画の終了

計画の実施期間が終了すれば、その結果を報告いただきます。**実施状況の報告と同様に公表**されます。

(目次)

1. 制度の概要p.2

2. 炭素生産性についてp.7

※ 生産工程効率化等設備を導入する場合は、炭素生産性の計算が必要です。

2-1. 炭素生産性の計算方法（計画全体：7%以上向上）p.8

2-2. 炭素生産性の計算方法（生産工程効率化等設備：1%以上向上）p.14

3. 申請方法・審査のポイントp.18

3-1. 申請手続きのスケジュール等p.19

3-2. 申請に必要な書類p.24

3-3. 記載例・審査のポイント（生産工程効率化等設備の場合）p.27

3-4. 記載例・審査のポイント（需要開拓商品生産設備の場合）p.36

4. 問合せ先・FAQ等p.46

3-2. 申請に必要な書類

- (1) 認定申請書
 - [P.27](#)から、認定申請書の記載例をもとに解説します。
- (2) 添付書類
 - 認定申請書の他に、下記の書面の添付が必要です。

添付書面一覧

	書類		書類
①	定款の写し又はこれに準ずるもの	⑤	事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程及びその内容を示す書類
②	直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）	⑥	計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類 ※様式第18の2「別表4」の提出をもって資金の使途及び調達方法についての内訳が分かる書類とします（ p.34参照 ）。
③	計画を実施することにより、生産性が相当程度向上することを示す書類 ※生産工程効率化等設備の導入を伴う計画の場合に必要です。 ※具体的には右記の書類が必要です。	⑦	暴力団でないことを示す書類 ※具体的には右記のいずれにも該当しないことを示す書類が必要です。
	計画を実施することにより、新たな需要を相当程度開拓することを示す書類 ※需要開拓商品生産設備の導入を伴う場合に必要 ※様式第18別表2-3(4)「需要開拓商品生産設備による需要開拓商品の生産及び販売計画」の提出をもって新たな需要を相当程度開拓することを示す書類とします（ P.42参照 ）。		i) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。） ii) 法人でその役員のうちに暴力団員等があるもの iii) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
④	計画を実施することにより、財務内容の健全性が向上することを示す書類 ※計画終了年度に黒字となる計画である必要があります（ 次ページ参照 ）。		

(参考) 添付書面④の財務内容の健全性が向上することを示す書類 (前ページ補足)

- 計画終了年度に黒字となる (計画終了年度における経常収入の額が経常支出の額より大きい値となる) 計画であることを示してください。

財務内容の健全性が向上することを示す書類のイメージ

		〇〇年〇月期
経常収入		20,000
	売上高	15,000
	営業外収益	4,000

経常支出		19,000
	売上原価	4,000
	販売費及び一般管理費	10,000

以下のホームページに「事業適応計画の認定申請書 添付書面②(計算ツールなど)」というエクセル資料を掲載しています。本資料のシート「9」の「計上収支比率」を活用頂くか、これと同様の内容が確認できる書類を任意の様式で提出してください。

経済産業省ホームページ : https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyo-tekio.html

(目次)

1. 制度の概要p.2

2. 炭素生産性についてp.7

※ 生産工程効率化等設備を導入する場合は、炭素生産性の計算が必要です。

2-1. 炭素生産性の計算方法（計画全体：7%以上向上）p.8

2-2. 炭素生産性の計算方法（生産工程効率化等設備：1%以上向上）p.14

3. 申請方法・審査のポイントp.18

3-1. 申請手続きのスケジュール等p.19

3-2. 申請に必要な書類p.24

3-3. 記載例・審査のポイント（生産工程効率化等設備の場合）p.27

3-4. 記載例・審査のポイント（需要開拓商品生産設備の場合）p.36

4. 問合せ先・FAQ等p.46

3-3. ① 記載例・審査のポイント（生産工程効率化等設備の場合）

- 計画の認定を受けたい事業者は、計画の認定申請書を作成し、その事業適応に係る事業分野を所管する業所管大臣に提出し、審査・認定を受ける必要があります。
- まず、認定申請書の「**1. 事業適応の目標**」の記載内容を確認していきます。

申請書の記載例

1. 事業適応の目標

(1) 事業適応に係る事業の目標

近年、気候変動問題への対応を成長の機会ととらえる国際的な潮流が加速している。我が社においてもこうした流れに対応し、企業としての価値を高めて行くべく、製品の製造時に排出されるCO2を減少させていくことで付加価値の創出と環境への負荷低減を両立させていく。

- 事業適応に係る事業の目標（事業適応を行おうとする背景となる経済社会情勢の変化及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載してください。
- 事業に伴うCO2排出量の削減など、環境への負荷の低減を図っていくことを目標に掲げてください。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2022年度より事業適応を開始し、2024年度（目標年度）までに我が社全体の炭素生産性を11.7%向上することを目標とする。

- 計画全体（事業者全体単位又は事業所単位で設定：[p.9参照](#)）としての炭素生産性の目標値を記載してください。
- 最低限、炭素生産性を3年以内に7%以上向上させることを目標とする必要があります。
（参考）CN投資促進税制の支援内容
7%以上向上する計画：税額控除5%又は特別償却50%
10%以上向上する計画：税額控除10%又は特別償却50%
- **目標値**（左記の場合11.7%）の計算の根拠資料を添付してください（[p.10~12,24参照](#)）

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2024年度（計画終了年度）に経常利益を計上することを目標とする。

- 事業適応終了年度に経常利益を計上する（黒字となる）ことを目標に掲げてください。
- **根拠資料として添付書面④を提出してください**（[p.24,25参照](#)）。

（注）記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

3-3. ② 記載例・審査のポイント（生産工程効率化等設備の場合）

- 次に、「2. 事業適応の内容及び実施時期」の記載内容を確認していきます。

申請書の記載例

2. 事業適応の内容及び実施時期

(1) 事業適応に係る事業の内容

① 事業適応の種類

③エネルギー利用環境負荷低減事業適応

- CN税制を利用する場合は、「③エネルギー利用環境負荷低減事業適応」と記載します。

②計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

はん用機械器具製造業（25）
計画の対象となる事業は主に〇〇を製造するものであるため。

- 計画の対象となる事業（日本標準産業分類の事業分類を併せて記載する。）を明記するとともにその選定理由を記載します。
例：機械の「製造」と「不動産業」を行っているが、今回の取組は機械の製造事業のみ → はん用機械製造業（25）
日本標準産業分類は、e-Statで検索できます。
<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10?revision=03>

③事業適応の具体的内容

計画初年度では、本社工場で使用しているエアブロー機器をパルスブロータイプのエアブロー機器に更新する。パルスブロータイプのエアブロー機器は、従来のものより省エネ性能が〇%優れているため、電力消費に伴うCO2排出量を減少させることが可能であり、炭素生産性を向上させていく。

また、計画2年度目では、虎ノ門倉庫の空調装置を、倉庫内に新たに設置するセンサーと連動して自動運転する高効率空調装置に更新する。本空調装置に更新することで、従来より省エネ性能が〇%向上するとともに、センサーによる最適制御により更に電力消費に伴うCO2排出量を減少させ、炭素生産性を向上させていく。

目標年度では、会社全体で、購入している電力の一部を再生可能エネルギー由来の電力に切り替えることで、電力使用に伴うCO2排出量を減少させて炭素生産性を向上させる。

- 「1. 事業適応の目標（2）」（[前ページ参照](#)）で記載した炭素生産性の目標値（%）の達成に向けた具体的な内容を要約的に記載します。
- いつ、どこに、どのような設備を導入する予定か、その設備を導入することで、なぜ炭素生産性が上がるのかを記載してください。
- 主にこの欄に記載された内容と別表2-3、別表3の内容をもとに、税制対象の設備となるかを審査していきます。

(注) 記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

3-3. ③ 記載例・審査のポイント（生産工程効率化等設備の場合）

- 「2. 事業適応の内容及び実施時期」の続きを確認していきます。

申請書の記載例

2. 事業適応の内容及び実施時期

(2) 事業適応を行う場所の住所

東京都千代田区霞が関〇丁目〇-〇（本社工場）
東京都千代田区霞が関〇丁目〇-〇（虎ノ門倉庫）

- 「事業適応を行う場所」とは、生産工程効率化等設備を導入する工場や店舗のことを指します。

(3) 事業適応に伴う設備投資等の内容

別表2-3のとおり。

- 生産工程効率化等設備の内容を別表2-3に記載します（[p.31,32参照](#)）。

(4) 事業適応の実施時期

①事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期 2022年4月、終了時期 2025年3月

- 年月をもって記載します。3年以内となるよう設定してください。
- 開始時期は、申請日ではなく、計画認定より後の時期にする必要があります。申請から認定までの目安は[p.19](#)を参照ください。
- 実施期間は、年度途中からでも構いません。（例：2021年11月～2023年3月）

（注）税制の適用期限は2024年3月までのため、左記の例では、2024年3月までに税制措置を受けたい設備を取得等し、事業の用に供する必要があります。一部電力の再エネへの切り替えなど設備投資以外の取組は、3年以内に行って頂ければ、2024年3月以降でも問題ありません。

②毎事業年度の実施予定

別表3のとおり。

- 毎事業年度の実施予定を別表3に記載します（[p.33参照](#)）。

(5) 事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

①必要な資金の額及び調達方法の概要

設備の購入に500万円が必要であり自己資金と借入で賄う。

- おおよその見積額、予定を記載します。

②必要な資金の額及び調達方法

別表4のとおり。

- 必要な資金の額及び調達方法の内訳を別表4に記載します（[p.34参照](#)）。

（注）記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

3-3. ④ 記載例・審査のポイント（生産工程効率化等設備の場合）

- 「3. 事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程」の記載内容を確認していきます。

申請書の記載例

3. 事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

添付書面の取締役会の議事概要のとおり。

- 原則、[p.24](#)の添付書面⑤「事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程及びその内容を示す書類」の提出で足りるものとします。
- 「取締役会その他これに準じる機関」での意思決定されたものであることが分かるようにしてください。
- 個人事業主や取締役会がない法人（合同会社等の法人）の場合は、代表者の意思であることが確認できるようにしてください。

（注）記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

3-3. ⑤ 記載例・審査のポイント 別表2-3 (1) (生産工程効率化等設備の場合)

- 別表2-3 (1) に、生産工程効率化等設備を導入する工場や店舗の情報を記入します。

別表2-3 (エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容)

エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容

(1) 企業及び事業所の概要

中小企業者の該当の有無	設備を導入する事業所の概要		
	事業所の名称	事業所の住所	エネルギー使用量（原油換算）3,000キロリットル以上の該当の有無
有	本社工場	東京都千代田区霞が関〇丁目〇-〇	無
	虎ノ門倉庫	東京都千代田区霞が関〇丁目〇-〇	無

- 中小企業基本法上の「中小企業者」に該当する場合は「有」と、該当しない場合は「無」と記載する。

- 省エネ法上の「第一種エネルギー管理指定工場」に指定されている場合は「有」とします。
- なお、新設の事業所で目標年度に3000kl以上となる場合は有としてください。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

(注) 記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

3-3. ⑥ 記載例・審査のポイント 別表2-3(2) (生産工程効率化等設備の場合)

- 別表2-3(2)に、生産工程効率化等設備の内容を記入します。

別表2-3 (エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容)
 エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容

- 生産工程効率化等設備は、小数点第1位切り捨てで評価します。(例：0.98の場合は、生産工程効率化等設備とはなりません。)
- 別表2-3には、便宜上小数点第2位切り捨てで小数点第1位まで記入してください。
- 計算の根拠資料を添付してください (p.17,24参照)。

- 税務上の区分「機械及び装置」、「器具及び備品」、「建物附属設備」、「構築物」のいずれかが入ります。

(2) 生産工程効率化等設備の内容

- 年月をもって記載します。

	事業所名	種類	設備等の名称	炭素生産性の向上率 (%)	数量	事業の用に供する時期	合計金額 (千円)
1	本社工場	機械及び装置	エアブロー機器	1.2	1	2022年5月	2,000
2	虎ノ門倉庫	建物附属設備	空調設備一式	1.5	1	2023年10月	3,000
3	虎ノ門倉庫	器具及び備品	センサー一式	1.5	5	2023年10月	500
					合計		5,500

- 「2.(1)③事業適応の内容」と「別表2-3(1)企業及び事業所の概要」に記載した内容と整合的(どこに、どの設備)である必要があります。

- 複数の設備をセットで用いることを前提にその機能を発揮するものやエネルギーの合理的な利用を実現するものについては、それらを一式の設備として計算することが可能です。この場合、向上率は同じ数値が記入されることになります。
- ホームページのQA「No.8,9」を参照ください (p.48参照)。

- センサーのように複数個を一括設置するような設備は、資産台帳に記載する数量と同じ数を記載してください。

(注) 記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

3-3. ⑦ 記載例・審査のポイント 別表3（生産工程効率化等設備の場合）

- 別表3に、事業適応に伴う設備投資の内容を記載します。

- 事業適応に伴う設備投資等の内容が分かるように、2.（1）③の詳細を記載する（[p.28参照](#)）。
- いつ、どこに、どのような設備を導入する予定か、その設備を導入することで、なぜ炭素生産性が上がるのか、その設備は事業適応の中でどの用に使われるのかを記載してください。

別表3（事業適応の実施）
事業適応の実施時期

年 度	実 施 内 容
2022年度	本社工場では、〇〇といった事業を行っており、その過程で〇〇をするためエアブロー機器を使用している。そのためエアブロー機器は、一連の製造工程で必ず用いるため、年間のエネルギー消費量も多い。今回、このエアブロー機器をパルスブロータイプのエアブロー機器に更新する。導入するパルスブロータイプのエアブロー機器は、従来のもより省エネ性能が〇%優れているため、年間で〇〇k1程度のエネルギー消費量の削減が見込まれ、電力消費に伴うCO2排出量を減少させることが可能であり、別表2-3（2）のとおり1.2%の炭素生産性の向上が見込まれる。
2023年度	虎ノ門倉庫では、〇〇といった製品の管理をしており、常時〇名程度の従業員が従事しているため空調装置を設置している。今回、この空調装置を倉庫内に新たに設置するセンサーと連動して自動運転する高効率空調装置に更新する。本空調装置に更新することで、従来より省エネ性能が〇%向上するとともに、センサーによる最適制御により更に電力消費に伴うCO2排出量を減少させ、炭素生産性を向上させていく。これらの空調装置とセンサーは、組み合わせて使用することにより、効率的な運転が可能となるものであり、それにより別表2-3（2）のとおり1.5%の炭素生産性の向上が見込まれる。
2024年度	2021年現在、我が社では自家発電や再エネ電力の購入は行っておらず〇〇社の〇〇プランによる契約が購入電力の100%を占めている。今回、この購入電力の10%を同社の再エネ電気プランである〇〇プランに切り替える。これにより、会社全体のCO2排出量を年間t/CO2削減することが可能であり、目標年度である2024年度に我が社全体の炭素生産性を上記の設備投資と合わせて11.7%向上させることを見込む。

（注）記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

3-3. ⑧ 記載例・審査のポイント 別表4（生産工程効率化等設備の場合）

- 別表4に、事業適応の実施に必要な資金の額及び調達方法を記載します。

別表4（事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法）

事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位：千円）

調達方法 費用	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	自己資金	その他	合計	備考
事業適応の実施に必要な資金の額	0	〇〇銀行 5,000	500	0	5,500	

- ・「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

（注）記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

(目次)

1. 制度の概要p.2

2. 炭素生産性についてp.7

※ 生産工程効率化等設備を導入する場合は、炭素生産性の計算が必要です。

2-1. 炭素生産性の計算方法（計画全体：7%以上向上）p.8

2-2. 炭素生産性の計算方法（生産工程効率化等設備：1%以上向上）p.14

3. 申請方法・審査のポイントp.18

3-1. 申請手続きのスケジュール等p.19

3-2. 申請に必要な書類p.24

3-3. 記載例・審査のポイント（生産工程効率化等設備の場合）p.27

3-4. 記載例・審査のポイント（需要開拓商品生産設備の場合）p.36

4. 問合せ先・FAQ等p.46

3-4. ① 記載例・審査のポイント（需要開拓商品生産設備の場合）

- 計画の認定を受けたい事業者は、計画の認定申請書を作成し、その事業適応に係る事業分野を所管する業所管大臣に提出し、審査・認定を受ける必要があります。
- まず、認定申請書の「1. 事業適応の目標」の記載内容を確認していきます。

申請書の記載例

1. 事業適応の目標

(1) 事業適応に係る事業の目標

燃料電池は温室効果ガス排出削減効果が大きく、多様な用途への活用が期待される。他方で、生産技術は確立されているものの、必ずしも市場への導入拡大は十分に進んでいない。こうした中、我が社では高効率な燃料電池（定格運転時における低位発熱量基準の発電効率が50%）の量産体制を整備し、市場への供給能力を高めることで普及を促進し、国内のCO2排出量削減に貢献していく。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2022年度までに燃料電池の量産体制の整備を行い、2023年度からは既存取引先に対して従来品からの切り替え、他商品で取引のある顧客に対して新たに本燃料電池の販売開始を行う。これにより、事業適応終了後に着実に販路を開拓するとともに、国内の脱炭素化に貢献することを目標とする。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2023年度（計画終了年度）に経常利益を計上することを目標とする。

- 事業適応に係る事業の目標（事業適応を行おうとする背景となる経済社会情勢の変化及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載してください。
- 需要開拓商品のスペック要件（[p.3参照](#)）を満たすことが読み取れるようにしてください。
（左記例では、50%以上である必要がある。）
- 販路を開拓し、国内の脱炭素化に貢献していくことを記載してください。

- 実施指針の要件である「国内の脱炭素化に資するようにエネルギー利用環境負荷低減事業適応終了後に十分な販路が開拓されていることとする。」が達成されることが読み取れるよう完結に記載してください。

- 事業適応終了年度に経常利益を計上する（黒字となる）ことを目標に掲げてください。
- 根拠資料として添付書面④を提出してください（[p.24,25参照](#)）。

(注) 記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

3-4. ② 記載例・審査のポイント（需要開拓商品生産設備の場合）

- 次に、「2. 事業適応の内容及び実施時期」の記載内容を確認していきます。

申請書の記載例

2. 事業適応の内容及び実施時期

(1) 事業適応に係る事業の内容

① 事業適応の類型

③エネルギー利用環境負荷低減事業適応

- CN税制を利用する場合は、「③エネルギー利用環境負荷低減事業適応」と記載します。

②計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

電機機械器具製造業（29）
燃料電池の生産・販路開拓をする計画であるため。

- 計画の対象となる事業（日本標準産業分類の事業分類を併せて記載する。）を明記するとともにその選定理由を記載します。
例：仮に企業全体の主業が電子部品製造（28）だったとしても、事業適応の対象が燃料電池であるため、電池製造業が含まれる電機機械器具製造業（29）とする。
日本標準産業分類は、e-Statで検索できます。
<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10?revision=03>

③事業適応の具体的内容

当社では、2, 3年前から、従来品と比較してより高効率な燃料電池の試作に着手してきた。これまでの試作を通じて量産化に向けた課題は概ね解消している。

国内最高水準の発電効率が50%の燃料電池の普及を促進することで国内のCO2排出量削減に貢献していくため、本社工場と東村山工場の製造ラインの製造設備を刷新するとともに一部増設をする。製造ラインの刷新及び増設は2022年度中に完了し、2023年からは燃料電池の量産を開始していく。量産開始後、既存取引先に加えて他商品で取引のある顧客に対して新たに本燃料電池の販売開始を行うことを既に交渉中であり、概ね合意ができてきているところである。これにより事業適応終了後には、年間20,000kWの燃料電池の生産・販売を見込んでおり、着実に販路を開拓するとともに、国内の脱炭素化に貢献していく。

- 「1. 事業適応の目標（2）」（前ページ参照）で記載した目標の達成に向けた具体的な内容を要約的に記載します。
- いつ、どこに、燃料電池の製造設備を導入する予定か、その設備の導入によりどのくらい燃料電池を製造していくのか。
- 具体的な生産体制・生産見込み、販売見込み先等、計画の実現可能性が高いことを示してください。

(注) 記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

3-4. ③ 記載例・審査のポイント（需要開拓商品生産設備の場合）

- 「2. 事業適応の内容及び実施時期」の続きを確認していきます。

申請書の記載例

2. 事業適応の内容及び実施時期

(2) 事業適応を行う場所の住所

東京都千代田区霞が関〇丁目〇-〇（本社工場）
東京都東村山市富士見町〇丁目〇-〇（東村山工場）

- 「事業適応を行う場所」とは、需要開拓商品生産設備を導入する工場のことを指します。

(3) 事業適応に伴う設備投資等の内容

別表2-3のとおり。

- 需要開拓商品生産設備の内容を別表2-3に記載します（[p.40~42参照](#)）。

(4) 事業適応の実施時期

①事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期 2022年4月、終了時期 2024年3月

- 年月をもって記載します。税制上は2024年3月までに設備を取得等し、事業の用に供する必要があります。ただし、事業適応の終了時期を2024年4月以降とすることも可能（法令上は5年以内）です。その場合でも税制対象となるのは、2024年3月までに取得等し、事業の用に供した対象設備のみです。
- 開始時期は、申請日ではなく、計画認定より後の時期にする必要があります。申請から認定までの目安は[p.19](#)を参照ください。
- 実施期間は、年度途中からでも構いません。（例：2021年11月～2023年3月）

②毎事業年度の実施予定

別表3のとおり。

- 毎事業年度の実施予定を別表3に記載します（[p.43参照](#)）。

(5) 事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

①必要な資金の額及び調達方法の概要

設備の購入に10億円が必要であり自己資金と借入で賄う。

- おおよその見積額、予定を記載します。

②必要な資金の額及び調達方法

別表4のとおり。

- 必要な資金の額及び調達方法の内訳を別表4に記載します（[p.44参照](#)）。

(注) 記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

3-4. ④ 記載例・審査のポイント（需要開拓商品生産設備の場合）

- 「3. 事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程」の記載内容を確認していきます。

申請書の記載例

3. 事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

添付書面の取締役会の議事概要のとおり。

- 原則、[p.24](#)の添付書面⑤「事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程及びその内容を示す書類」の提出で足りるものとします。
- 「取締役会その他これに準じる機関」での意思決定されたものであることが分かるようにしてください。
- 個人事業主や取締役会がない法人（合同会社等の法人）の場合は、代表者の意思であることが確認できるようにしてください。

（注）記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

3-4. ⑤ 記載例・審査のポイント 別表2-3 (1) (需要開拓商品生産設備の場合)

- 別表2-3 (1) に、需要開拓商品生産設備を導入する工場的情報を記入します。

別表2-3 (エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容)

エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容

(1) 企業及び事業所の概要

中小企業者の該当の有無	設備を導入する事業所の概要		
	事業所の名称	事業所の住所	エネルギー使用量 (原油換算) 3,000キロリットル以上の該当の有無
無	本社工場	東京都千代田区霞が関〇丁目〇-〇	無
	東村山工場	東京都東村山市富士見町〇丁目〇-〇	有

- 中小企業基本法上の「中小企業者」に該当する場合は「有」と、該当しない場合は「無」と記載する。

- 省エネ法上の「第一種エネルギー管理指定工場」に指定されている場合は「有」とします。
- なお、新設の事業所で目標年度に3000kl以上となる場合は有としてください。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

(注) 記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

3-4. ⑥ 記載例・審査のポイント 別表2-3(3) (需要開拓商品生産設備の場合)

- 別表2-3(3)に、需要開拓商品生産設備の内容を記入します。

別表2-3 (エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容)
エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容

(3) 需要開拓商品生産設備の内容

- 次のいずれかを記載します。
 - 化合物半導体素子
 - 化合物半導体基盤
 - 電気自動車を構成するリチウムイオン蓄電池
 - プラグインハイブリッド自動車を構成するリチウムイオン蓄電池
 - 定置用リチウムイオン蓄電池
 - 燃料電池
 - ナセル
 - 発電機
 - 増速機
 - 軸受
 - タワー
 - 基礎

	種類	設備等の名称	需要開拓商品の名称	数量	事業の用に供する時期	合計金額(千円)
1	機械及び装置	燃料電池製造設備	燃料電池	2	2022年9月	1,000,000
2						
3						
				合計		1,000,000

- 「設備等の名称」に書いた設備数量を記載します。
- 需要開拓商品の数量ではありません。

- 年月をもって記載します。

- 税務上の区分「機械及び装置」を記載します。なお、需要開拓商品生産設備には、実施指針において以下の要件が課せられています。需要開拓商品以外を生産することを目的に導入する設備は、需要開拓商品生産設備とはなりませんのでご注意ください。

- 需要開拓商品の生産を行うために必要不可欠な機械及び装置一式であること。
- 需要開拓商品生産設備を用いて生産する商品はすべて需要開拓商品であること。ただし、商品特性や固有の事情等を考慮するものとする。

(注) 記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

3-4. ⑦ 記載例・審査のポイント 別表2-3(4) (需要開拓商品生産設備の場合)

- 別表2-3(4)に、需要開拓商品の生産及び販売計画を記入します。

別表2-3 (エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容)
エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容

- 事業適応の実施時期によらず事業適応開始初年度から5年度分を記載します。

- 需要開拓商品の生産数量及び出荷数量の単位は、それぞれ以下のとおりとします。
 - 化合物パワー半導体素子：個、半導体基板：平方インチ
 - 電子電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車用リチウムイオン蓄電池：キロワットアワー
 - 定置用リチウムイオン蓄電池：キロワットアワー
 - 燃料電池：キロワット
 - ナセル：基、発電機：台、増速機：台、軸受：個、タワー：基、基礎：基

(4) 需要開拓商品生産設備の内容

年度	需要開拓商品の名称	生産数量	販売数量	主な出荷先
2022年度	燃料電池	0	0	—
2023年度	燃料電池	5,000	5,000	ビル建設会社
2024年度	燃料電池	15,000	15,000	住宅設備機器販会社、ビル建設会社
2025年度	燃料電池	20,000	20,000	住宅設備機器販会社、小売販売会社
2026年度	燃料電池	20,000	20,000	住宅設備機器販会社、小売販売会社

- 次のいずれかを記載します。

- 化合物半導体素子
- 化合物半導体基盤
- 電気自動車を構成するリチウムイオン蓄電池
- プラグインハイブリッド自動車を構成するリチウムイオン蓄電池
- 定置用リチウムイオン蓄電池
- 燃料電池

- ナセル
- 発電機
- 増速機
- 軸受
- タワー
- 基礎

- 出荷先の業種や属性を記載してください。

(注) 記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

3-4. ⑧ 記載例・審査のポイント 別表3（需要開拓商品生産設備の場合）

- 別表3に、事業適応に伴う設備投資の内容を記載します。

別表3（事業適応の実施）
事業適応の実施時期

- 事業適応に伴う設備投資等の内容が分かるように、2.（1）③の詳細を記載する（[p.37参照](#)）。
- いつ、どこに、どのような設備を導入する予定か。その工場は何をしている工場で、どのような事業適応の取組が行われるのか、また導入した設備はどのように使われるのか。その設備を導入し事業適応の取組を行うことで、どの程度需要開拓商品の販路開拓が見込め、国内の脱炭素化に貢献することができるのか具体的内容を記載してください。

年 度	
2022年度	~~~~~ ~~~~~ ~~~~~。
2023年度	~~~~~ ~~~~~ ~~~~~。
—	

（注）記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

3-4. ⑨ 記載例・審査のポイント 別表4（需要開拓商品生産設備の場合）

- 別表4に、事業適応の実施に必要な資金の額及び調達方法を記載します。

別表4（事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法）

事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位：千円）

調達方法 費用	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	自己資金	その他	合計	備考
事業適応の実施に必要な資金の額	0	〇〇銀行 500,000	500,000	0	1,000,000	

- ・ 「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

（注）記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

(目次)

1. 制度の概要p.2

2. 炭素生産性についてp.7

※ 生産工程効率化等設備を導入する場合は、炭素生産性の計算が必要です。

2-1. 炭素生産性の計算方法（計画全体：7%以上向上）p.8

2-2. 炭素生産性の計算方法（生産工程効率化等設備：1%以上向上）p.14

3. 申請方法・審査のポイントp.18

3-1. 申請手続きのスケジュール等p.19

3-2. 申請に必要な書類p.24

3-3. 記載例・審査のポイント（生産工程効率化等設備の場合）p.27

3-4. 記載例・審査のポイント（需要開拓商品生産設備の場合）p.36

4. 問合せ先・FAQ等p.46

計画認定の各省庁窓口

- 計画認定は、事業を所管している省庁が行いますので、計画の対象となる事業を所管している省庁にご相談ください。
- 担当省庁が不明な場合や産業競争力強化法の一般的な問合せは、経済産業省まで。
 - 制度全体窓口：産業創造課（直通）03-3501-1560
 - エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係窓口：環境政策課環境経済室（直通）03-3501-1770

省庁	主な担当業種	担当課室	電話番号
経済産業省	製造業、流通・小売業	経済産業政策局 産業創造課	03-3501-1560
金融庁	金融機関	監督局 総務課	03-3506-6000
警察庁	警備業	生活安全局 生活安全企画課	03-3581-0141
総務省	通信・放送業	情報流通行政局 地域通信振興課	03-5253-5857
財務省	たばこ事業、塩事業	理財局 総務課たばこ塩事業室	03-3581-4111
	酒類業	国税庁 課税部 酒税課	03-3581-4161
厚生労働省	医薬品製造業	医政局 経済課	03-5253-1111
農林水産省	食品産業	大臣官房新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課 (DX、繰越欠損金の控除特例) 大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室 (カーボンニュートラル)	03-3502-8111
国土交通省	運輸業	総合政策局 交通政策課	03-5253-8111
	造船業	海事局 船舶産業課	
	建設業	不動産・建設経済局 建設市場整備課	
環境省	廃棄物処理業	再生循環局 廃棄物規制課	03-3581-3351
	フロン業	地球環境局 フロン対策室	

経済産業省所管業種の窓口について

- 経済産業省所管業種に該当する方で、**①DX投資促進税制、②カーボンニュートラル投資促進税制（生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入を行うものに限る。）**のいずれかの認定申請については、**申請者の資本金が100億円以下及び投資額が10億円以下の計画**に限り、地方経済産業局への申請も可能となっておりますので、最寄りの地方経済産業局までご相談下さい。

地方経済産業局	担当課室		担当	電話番号
北海道経済産業局	地域経済部	製造・情報産業課	D X	011-709-1784
	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	カーボンニュートラル	011-709-1753
東北経済産業局	地域経済部	製造産業・情報政策課	D X	022-221-4895
	資源エネルギー環境部	資源エネルギー環境課	カーボンニュートラル	022-221-4927
関東経済産業局	地域経済部	デジタル経済課	D X	048-600-0284
	資源エネルギー環境部	地域エネルギー推進課	カーボンニュートラル	048-600-0356
中部経済産業局	地域経済部	次世代産業課情報政策室	D X	052-951-0570
	資源エネルギー環境部	資源エネルギー環境課	カーボンニュートラル	052-951-2792
近畿経済産業局	地域経済部	次世代産業・情報政策課	D X	06-6966-6008
	資源エネルギー環境部	新エネルギー推進室	カーボンニュートラル	06-6966-6055
中国経済産業局	地域経済部	地域経済課	D X	082-224-5684
	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	カーボンニュートラル	082-224-5741
四国経済産業局	地域経済部	製造産業・情報政策課	D X	087-811-8520
	資源エネルギー環境部	資源エネルギー環境課	カーボンニュートラル	087-811-8532
九州経済産業局	地域経済部	情報政策課 デジタル経済室	D X	092-482-5552
	資源エネルギー環境部	資源エネルギー環境課	カーボンニュートラル	092-482-5513
内閣府沖縄総合事務局	経済産業部	地域経済課	D X	098-866-1730
	経済産業部	エネルギー・燃料課	カーボンニュートラル	098-866-1759

(参考) FAQ

- カーボンニュートラルに向けた投資促進税制に関するFAQは以下のホームページに掲載の資料「**エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（CN税制）Q&A**」をご確認ください。
⇒ https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyo-tekio.html

(参考) 主な関係法令

- 産業競争力強化法
 - － 事業適応の定義などを記載
- 産業競争力強化法施行規則
 - － 申請手続きの方法などを記載
- 事業適応の実施に関する指針
 - － 事業適応の認定要件などを記載
- 生産工程効率化等設備に関する命令
 - － 生産工程効率化等設備の要件などを記載
- エネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品に関する省令
 - － 需要開拓商品の種類などを記載
- 租税特別措置法
 - － 税額控除や特別償却など税制支援について記載
- 上記の関係法令はこちら
⇒ https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyo-tekio.html